

第一号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について  
学校職員が、学校職員としての休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について、  
学校職員としての休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員としての休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員としての休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の五中「はさんで」を「挟んで」に改める。

第八条第一項の表の二十一の項中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に、「小学校等」を「学校等」に改め、同条第二項及び第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十条の二の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 任命権者は、給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。

第十条の二の三を第十条の二の五とする。

第十条の二の二第一項中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の四」に改め、同条第三項中「職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）次条において「給特法」という。）第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条及び次条において「教育職員」という。）」を「教育職員」に改め、同条を第十条の二の四とする。

第十条の二の次に次の二条を加える。

（一年単位の変形労働時間制）

第十条の二の二 教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）以下「給特法」という。）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この条から第十条の二の五までにおいて同じ。）のうち、条例第十三

条の二の二第三項第一号の教育職員の範囲は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると任命権者が認める者とする。この場合において、任命権者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならぬ。

2 条例第十三条の二の二第三項第二号の対象期間は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日の期間（以下「長期休業期間等」という。）の一部又は全部を含む期間であつて、各学校の実情に応じ、任命権者が必要と認める期間とする。

3 条例第十三条の二の二第三項第三号の対象期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第十三条の二の二第三項第四号の対象期間を定めることができる期間の範囲は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。

5 条例第十三条の二の二第三項第五号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、各学校の実情に応じ、任命権者が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

6 条例第十三条の二の二第三項第六号の特定期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

7 条例第十三条の二の二第三項第七号の対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

9 第七項ただし書の特別の事情がある場合において、任命権者は、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において一週間において一日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。

10 任命権者は、条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに

- 当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要と認める日 九時間
  - 二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち任命権者が必要と認める日 八時間三十分
  - 三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分
- 11 任命権者は、条例第十三条の二の二第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 12 任命権者は、前項の区分をし条例第十三条の二の二第四項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間に乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要と認める日 九時間
  - 二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち任命権者が必要と認める日 八時間三十分
  - 三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分
- 13 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第四項及び第五項の規定により各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。
- 14 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が三箇月を超える場合には、当該対象期間について一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む対象期間で三箇月を超えるもの（以下この項において「旧対象期間」という。）がある場合において、一日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若

しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について一年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から一日を減じた日数又は二百八十日を超え、次各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

15 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、十時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振るものとし、五十二時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

一 対象期間において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が三以下であること。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

第十條の二の三 条例第十三条の二の三第一項の四週間を超えない期間につき一週間当たり条例第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間の勤務時間として算定を行うものとする。

2 条例第十三条の二の三第一項の勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。

3 任命権者は、条例第十三条の二の三第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則  
第十一條の二第六項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、教育職員が長期休業期間等における集中した休日を確保するための一年単位の变形労働時

間制の適用に関し必要な事項を定め、及び子の看護休暇の対象となる子の年齢の上限を引き上げたいので提案する。

○学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>第一条〜第四条の四（略）</p> <p>第四条の五 週休日（条例第五条に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び休日等（条例第三条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいい、条例第四条第一項の規定により代休日を指定された職員にあつては、当該休日に代わる代休日を含む。以下この条において同じ。）を挟んで、条例第八条から第十一条まで（第十条第一項第一号を除く。）に規定する有給休暇を受ける場合の期間の計算については、週休日及び休日等を通算するものとする。</p> <p>第五条〜第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>	<p>第一条〜第四条の四（略）</p> <p>第四条の五 週休日（条例第五条に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び休日等（条例第三条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいい、条例第四条第一項の規定により代休日を指定された職員にあつては、当該休日に代わる代休日を含む。以下この条において同じ。）をはさんで、条例第八条から第十一条まで（第十条第一項第一号を除く。）に規定する有給休暇を受ける場合の期間の計算については、週休日及び休日等を通算するものとする。</p> <p>第五条〜第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="606 112 662 616">原</td> <td data-bbox="606 616 662 1120">因</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 112 606 616">一〜二十（略）</td> <td data-bbox="566 616 606 1120">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 112 566 616">                 二十一 義務教育終了前の子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以             </td> </tr> </table>	原	因	一〜二十（略）	（略）	二十一 義務教育終了前の子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="606 1120 662 1624">原</td> <td data-bbox="606 1624 662 2128">因</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1120 606 1624">一〜二十（略）</td> <td data-bbox="566 1624 606 2128">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 1120 566 1624">                 二十一 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以             </td> </tr> </table>	原	因	一〜二十（略）	（略）	二十一 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以	
原	因												
一〜二十（略）	（略）												
二十一 義務教育終了前の子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以													
原	因												
一〜二十（略）	（略）												
二十一 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以													

<p>下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、その子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において五日(義務教育終了前)の子を複数養育する場合にあつては十日)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、その子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための小学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において五日(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合にあつては十日)を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>

- 2 前項の表の十六の項、十八の項及び二十一の項から二十三の項までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 3 一日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

4 (略)

第八条の二(第十条の二) (略)

(一年単位の変形労働時間制)

第十条の二の二 教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」と

- 2 前項の表の十六の項、十八の項及び二十一の項から二十三の項までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 3 一日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 (略)

第八条の二(第十条の二) (略)

(新設)

いう。)第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この条から第十条の二の五までにおいて同じ。)のうち、条例第十三条の二の二第三項第一号の教育職員の範囲は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると任命権者が認める者とする。この場合において、任命権者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。

2 条例第十三条の二の二第三項第二号の対象期間は、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日の期間(以下「長期休業期間等」という。)の一部又は全部を含む期間であつて、各学校の実情に応じ、任命権者が必要と認める期間とする。

3 条例第十三条の二の二第三項第三号の対象期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第十三条の二の二第三項第四号の対象期間を定めることができる期間の範囲は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。

5 条例第十三条の二の二第三項第五号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、各学校の実情に応じ、任命権者が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

6 条例第十三条の二の二第三項第六号の特定期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

7 条例第十三条の二の二第三項第七号の対象期間における勤務日(勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。)は、月曜日から金曜日までの五日間(育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日)とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

9 第七項ただし書の特別の事情がある場合において、任命権者は、対象期間において六日を超えない範囲内(特定期間として定められた期間において一週間に一日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)が確保できる日数の範囲内)で連続して勤務日を割り振ることができる。

10 任命権者は、条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要と認める日 九時間

二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち任命権者が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

11 任命権者は、条例第十三条の二の二第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下「最初の期間」という。)を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

12 任命権者は、前項の区分をし条例第十三条の二の二第四項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当

該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間に乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要と認める日 九時間

二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち任命権者が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

13 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第四項及び第五項の規定により各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

14 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が三箇月を超える場合には、当該対象期間について一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む対象期間で三箇月を超えるもの（以下この項において「旧対象期間」という。）がある場合において、一日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について一年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から一日を減じた日数又は二百八十日のいずれか少ない日数とする。

15 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、十時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振るものとし、五十二時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるとときは、次

の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

一 対象期間において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が三以下であること。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

第十条の二の三 条例第十三条の二の三第一項の四週間を超えない期間につき一週間当たり条例第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第十三条の二の三第一項の勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。

3 任命権者は、条例第十三条の二の三第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等）

第十条の二の四 任命権者は、条例第十三条の二の四第二項の規定により、職員に正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

（新設）

（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等）

第十条の二の二 任命権者は、条例第十三条の二の二第二項の規定により、職員に正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

<p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、教育職員</p>	<p>命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(教育職員の在校等時間の上限等に関する方針)</p> <p>第十条の二の五 任命権者は、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。)から所定の勤務時間(給特法第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。次条において「給特法」という。))第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条及び次条において「教育職員」という。)に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(教育職員の在校等時間の上限等に関する方針)</p> <p>第十条の二の三 任命権者は、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。)から所定の勤務時間(給特法第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教</p>
----------------------------------	---	---

育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、任命権者が別に定める。

第十一条 (略)

(時間外勤務代休時間の指定)

第十一条の二 (略)

25 (略)

6 任命権者は、条例第十三条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることに鑑み、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 (略)

附則

(略)

育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、任命権者が別に定める。

第十一条 (略)

(時間外勤務代休時間の指定)

第十一条の二 (略)

25 (略)

6 任命権者は、条例第十三条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることに鑑み、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 (略)

附則

(略)

# 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について（概要）

令和3年3月9日  
教育人事課

## 第1 1年単位の変形労働制の適用について

### 1 改正理由

#### (1) 給特法の改正による1年単位の変形労働時間制の適用

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部が改正（令和元年12月11日公布。令和3年4月1日施行）され、教育職員について、1年単位の変形労働時間制を都道府県の条例により適用できるようになった（同法第5条関係）（注）。

#### <給特法改正前>

1年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）32条の4について、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）58条3項により地方公務員は適用除外となっていた。

#### ○ 労基法32条の4の規定の要旨（今回の給特法一部改正に係る部分）

使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定により、労使協定により定めるところとされている事項（「対象となる労働者の範囲」「対象期間」「労働日ごとの労働時間」等）について、労基法32条の規定（労働時間：①1週間につき40時間以内、②1日につき8時間以内）にかかわらず、その協定で1箇月を超え1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、当該協定で定めるところにより、特定された週において「1週間につき40時間」又は「1日につき8時間」を超えて、労働させることができる。

#### ○ 地公法58条3項の規定の要旨（今回の給特法一部改正に係る部分）

労基法第32条の3から第32条の5までの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。



したがって、公立学校の教育職員は1年単位の変形労働時間制は適用外

#### <給特法改正後>

今回の給特法改正により、労基法第32条の4の規定について公立学校の教育職員に対して適用できるよう、次のとおり同法中の規定を整備

#### ① 給特法（5条）に地公法第58条3項の読み替え規定を新たに整備

② ①の読み替えの際、労基法において労使協定により定めるところとされている事項（「対象となる労働者の範囲」「対象期間」「労働日ごとの労働時間」等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めるところと読み替える。



したがって、公立学校の教育職員は1年単位の変形労働時間制は適用可能

注 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（給特法第7条関係）については、令和2年2月28日付けで「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（主に時間外在校等時間の上限を設定するもの。同日開催の教育委員会において議決）を既に策定し、令和2年4月1日適用としている。

- 在校等時間＝（教育職員が在校している時間＋校外において職務に従事している時間）－（勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間＋休憩時間）
- 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

#### (2) 条例による規定

上記(1)を受け、本県においても、公立学校の教育職員について、学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）中の「休日のまとめ取り」のため、労基法32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制が適用できるよう、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和32年大分県条例第24号）の一部を改正する条例案が、大分県議会令和3年第1回定例会に上程中（3月26日議決予定）であり、当該改正条例の規定中に、以下のとおり週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲等の事項については、教育委員会規則において定めるところとされた。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

改正条例第13条の2の2

3 第1項の教育委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 第1項の週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
- (2) 対象期間
- (3) 対象期間の起算日
- (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲
- (5) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）
- (6) 前号の特定期間の起算日
- (7) 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（次項及び第5項において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間数）

## 2 改正内容（要旨）

### (1) 対象職員（規則第10条の2の2 第1項）（新設）

給特法第2条第2項に規定する教育職員のうち教育委員会が必要と認める者（ただし、育児や介護を行う者などについては配慮しなければならない。）

#### 【給特法第2条第2項に規定する教育職員】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員

### (2) 対象期間（規則第10条の2の2 第2項）（新設）

長期休業期間等の一部又は全部を含み、各学校の実情に応じ、教育委員会が必要と定める期間

### (3) 対象期間の起算日（規則第10条の2の2 第3項）（新設）

教育委員会が定める日

### (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲（規則第10条の2の2 第4項）（新設）

4月1日から翌年3月31日までの期間

### (5) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な時期をいう。）（規則第10条の2の2 第5項）（新設）

各学校の実情に応じ、特に業務が繁忙であって教育委員会がやむを得ない必要があると認める期間

### (6) 特定期間の起算日（規則第10条の2の2 第6項）（新設）

教育委員会が定める日

### (7) 対象期間における勤務日（規則第10条の2の2 第7～9項）（新設）

ア 月曜日から金曜日までの5日間。ただし、教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他必要と認める日を勤務日としないことができる。

イ 上記アのほか特別な事情がある場合、教育委員会は、対象期間において6日を超えない範囲内（特定期間においては1週間に1日の週休日が確保できる範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。

### (8) 対象期間の勤務日ごとの勤務時間（規則第10条の2の2 第10項）（新設）

ア 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として教育委員会が必要と認める日 9時間

イ 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であって上記アに掲げる日以外の日のうち教育委員会が必要と認める日 8時間30分

ウ 上記ア及びイに掲げる日以外の勤務日 7時間45分

### (9) 教育委員会は、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分して割り振ることができる（規則第10

条の2の2 第11項) (新設)。その際の勤務時間は以下ア～ウのとおり (規則第10条の2の2 第12項) (新設)。

ア 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として教育委員会が必要と認める日 9時間

イ 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であって上記アに掲げる日以外の日のうち教育委員会が必要と認める日 8時間30分

ウ 上記ア及びイに掲げる日以外の勤務日 7時間45分

(10) 教育委員会は、週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない (規則第10条の2の2 第13項) (新設)。

(11) 対象期間が3箇月超える場合における勤務日の上限は、1年に280日以内 (規則第10条の2の2 第14項) (新設)

(12) 対象期間における勤務時間の上限は、1日につき10時間以内、1週間につき52時間以内 (規則第10条の2の2 第15項) (新設)

ア 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続3以下

イ 対象期間を3箇月ごとに区分した各期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が3以下

(13) 勤務することを要しない時間の指定 (規則第10条の2の3) (新設)

4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。

(14) 変形労働時間制を適用する場合の時間外在校等時間の上限時間 (規則第10条の2の5 第3項) (新設)

ア 1箇月「42時間」(「45時間」を読み替える。)

イ 1年「320時間」(「360時間」を読み替える。)

(15) その他規定の整備 (規則各条関係)  
字句の修正

### 3 施行期日

令和3年4月1日

## 第2 子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大について

### 1 改正理由

職員が育児をしながら働きやすい環境を整備するため、子の看護休暇の対象となる子の年齢の上限を引き上げるもの (規則第8条第1項の表の21の項中)

なお、知事部局 (総務部人事課) の所管する職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則 (昭和26年大分県規則第40号) についても、同様の改正が行われる予定である。

### 2 改正内容

(現 行) 中学校就学の始期に達するまでの子

(改正後) 義務教育終了前の子

### 3 施行期日

令和3年4月1日